

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和4年8月5日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（内容は別紙のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法・不当であると主張している。

- 1 処分庁は、ケース診断会議において、医療機関・請求人間の紛争を契機とした請求人の意向による受診拒否として、不支給決定をしている。しかし、ケース診断会議が前提としている情報が正しくない。

請求人は、頸椎ヘルニアに係る神経痛の治療院として〇〇医院を受診したが、〇〇医院の医師にMRI検査を指示され、〇〇医院にはMRI装置がないので、MRI装置を有する本件クリニックに〇〇医院が電話で予約し、検査日時が決められた。その際、自費が生ずるとの説明は一切なかった。

検査当日になって、MRIデータを〇〇医院へ郵送する為に、支払い不能な金額を提示された。その費用がなく、止むを得ず、請求人はMRI検査を断らずを得なかった。

このことから、請求人の意向による受診拒否は情報が正しくない。

- 2 医療機関と医療機関の間で、データの遣り取りが医療費に含まれていないことは、生活保護法に瑕疵がある。

生活保護法ですべての運用を網羅できない実施機関等の実情においては、国より通達の形で補完されている。しかし、本ケースでは、「生活保護法による医療扶助運営要領について」第1・6において「実施機関等の実情に即して、適宜実施してさしつかえないので、いたずらに機械的实施に陥ることなく、創意工夫と良識を生かして事務処理の万全を期すること」との通達があるにも関わらず、記録ではその検討がされていない。

本件処分は、請求人を健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りない水準から更に引き下げることとなり、裁量権の逸脱・濫用、及び憲法25条違反である。また、処分庁が憲法違反の処分を行うこと、判断の過程及びその結果を請求人に説明することを怠っていることは、地方公務員法33条に抵触する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 0 月 3 日	諮問
令和 5 年 1 1 月 1 7 日	審議（第83回第2部会）
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	審議（第84回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことので

きない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その事項の1つとして、「移送」（同条6号）を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」を挙げる。

なお、医療要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

(4) 申請による保護の変更

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

そして、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定は、保護の変更の申請について準用するとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、医療移送費については、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合とされているところ（上記 1・(3)）、本件においては、請求人が本件クリニックにMRI検査のために来院した際に、他の医療機関に検査結果データを郵送する費用は自費であると本件クリニックから言われたことから、同検査を受けずに帰宅したことが認められる。

そして、処分庁の運用においては、「受診」が医療移送費の支給要件ではあるが、受診待機中の体調悪化など被保護者の帰責事由がなくやむを得ないと解される場合については、受診の事実がなくても、医療移送費の支給対象としているとのことである。

そうすると、処分庁が、請求人はMRI検査のため本件クリニックにバスで行ったものの、受診をせず、そのことには請求人に帰責性があり、やむを得ない事情はうかがえないとして、往復の交通費 360 円に相当する移送費を支給しないと判断したことは、医療要領及び処分庁の運用に沿ったものであると認められ、不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則った適正なものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第 3・1 のとおり、処分庁が、請求人の意向による受診拒否と認識したことには誤りがある旨を主張する。

しかし、請求人が主張するような本件クリニック等とのやり取りがあったとしても、600 円以上（審査請求書には 660 円との記載がある。）という郵送費の自己負担を拒否して受診をしなかったことは、請求人の意向によって受診しなかったと評価できるものであり、処分庁の認識に誤りがあるとはいえない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 請求人は、第 3・2 のとおり、法の瑕疵、処分庁の裁量権の逸脱・濫用、憲法 25 条違反、地方公務員法 33 条違反を主張する。

しかし、上記２で述べたとおり、本件処分は、上記１の法令等の定めに従った適正なものであることから、請求人の主張を採用することはできない

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）